

環境影響評価方法書についての意見の概要等送付書

令和2年8月11日

静岡県知事

川勝 平太 様

住 所 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町 4-45

氏 名 株式会社シーテック

代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎



環境影響評価法第9条に規定する書類を作成しましたので、別添のとおり送付いたします。

別添（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の
概要と事業者の見解

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 2 年 8 月

株式会社シーテック

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年6月2日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和2年6月2日（火）付 静岡新聞、中日新聞（別紙1参照）

※令和2年6月16日（火）～6月18日（木）に開催した説明会についての公告を含む

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報しまだ 令和2年5月号（お知らせ版）（別紙2-1参照）

- ・広報かけがわ 令和2年5月号（お知らせ・募集版）（別紙2-1参照）

- ・広報もりまち 令和2年5月号（お知らせ版）（別紙2-2参照）

③インターネットによるお知らせ

令和2年6月前後から下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・静岡県のウェブサイト（別紙3-1参照）
<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/assess/going/windparkfuryoku.html?edit=1>

- ・掛川市のウェブサイト（別紙3-2参照）
http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/kankyou/kankyou_kihon_keikaku/kakegawa_kankyou_kihon_keikaku_pabukome_2_2_2.html

- ・島田市のウェブサイト（別紙3-3参照）
<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyoseidocs/59154472.html>

- ・森町のウェブサイト（別紙3-4参照）
https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/jutaku_pet_seikatsu/3341.html

- ・株式会社シーテックのウェブサイト（別紙3-5参照）
<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 10 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・静岡県庁（くらし・環境部環境局生活環境課）
(住所：静岡県静岡市葵区追手町 9-6)
- ・掛川市環境政策課
(住所：静岡県掛川市長谷 1-1-1)
- ・掛川市大須賀支所地域振興係
(住所：静岡県掛川市西大渕 100)
- ・掛川市大東支所地域振興係
(住所：静岡県掛川市三俣 620)
- ・島田市役所本庁舎（情報公開コーナー）
(住所：静岡県島田市中央町 1-1)
- ・島田市金谷南地域総合課（金谷南支所）
(住所：静岡県島田市金谷本町 2014-2)
- ・島田市金谷北地域総合課（金谷北支所）
(住所：静岡県島田市竹下 470-2)
- ・島田市川根地域総合課（川根支所）
(住所：静岡県島田市川根町家山 4153-6)
- ・島田市環境課（田代環境プラザ）
(住所：静岡県島田市伊太 7-1)
- ・森町役場住民生活課生活環境係
(住所：静岡県周智郡森町森 2101-1)

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社シーテックのウェブサイト
<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 2 年 6 月 2 日（火）から 7 月 2 日（木）まで
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（受付簿への記載者数）は島田市役所で 3 名、島田市役所川根支所で 4 名、島田市田代環境プラザで 1 名、掛川市役所で 6 名、掛川市役所大須賀支所で 1 名、森町役場で 2 名の合計 17 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 992 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年6月16日（火）19:00～21:00
- ・開催場所：掛川市生涯学習センター・ホール（静岡県掛川市御所原17-1）
- ・来場者数：53名
- ・開催日時：令和2年6月17日（水）19:00～20:30
- ・開催場所：島田市川根文化センターチャリム21・ホール（静岡県島田市川根町家山1173-1）
- ・来場者数：32名
- ・開催日時：令和2年6月18日（木）19:00～20:30
- ・開催場所：森町文化会館ミキホール・ホール（静岡県周智郡森町森1485）
- ・来場者数：12名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年6月2日（火）から7月16日（木）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）

②株式会社シーテックへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

15名の方から合計で51件の意見が提出された。環境の保全の見地からの意見は50件、その他の意見は1件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要に関しては、本事業に係わる環境の保全の見地からの意見については原文のまま記載している。

表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
A 氏	1 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。 要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「ぞれぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	意見書は要約せず、全文を公開してまいります。 また、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、ぞれぞれに回答いたします。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」もいたしません。 なお、個人情報に関わる部分については、削除いたします。
	2 P375 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？との意見に対して事業者は「現段階では未定」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	現段階では、実際に採用する機種については未定となっております。バットストライクに関する予測については、ご意見頂いた点を踏まえ検討してまいります。
	3 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？との意見に対して事業者は「現段階では未定」と回答した。それでは、 <u>事業者はカットイン風速以上でフェザリングできない機種を国内で何基使用しているのか</u> 。	弊社が国内で保有している風力発電設備において、弱風時にカットイン風速以上でフェザリングできる機種はありません。ただし、異常時、点検時にはカットイン風速以上であってもフェザリング状態にすることは可能です。

No.	意見の概要	事業者の見解
A 氏	<p>4 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。</p> <p>※45 個体(4 種、1~32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」 (河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコ ウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東 海自然誌 (11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境 の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユ ビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」 (平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響 評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウ インド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオ ヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体合 計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環 境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネ ルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、ア布拉コウモリ 2 個体、種不 明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力 発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査 報告書」(2020 年 2 月、コスマエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、ア布拉 コウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風 力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」 (令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p>	事例について、お示し頂きましてありがとうございます。お示し頂きましたように、バットストライクは起こっているものの、その実際のメカニズムについては未だに不明な点が多く、知見も少ないのが現状かと考えております。そのため、最新の知見の収集はもちろんのこと、まずは当該地域を実際にどの程度のコウモリ類が利用しているのかを調査によって把握することが重要であると考えており、その結果を踏まえ、重大な影響があると判断される場合には、追加的な保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めてまいります。
	<p>5 コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施し て欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモ リ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブ レードを風に対して並行にし回転を止めること) やカ ットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの 稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施 して頂きたい。</u></p>	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、 また現地調査結果を踏まえ、フェザリングができる 機種の選定やカットイン風速を上げるといった稼 働制限も含めた環境保全措置を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
A 氏	<p>6 コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、フェザリングができる機種の選定やカットイン風速を上げるといった稼働制限も含めた環境保全措置を検討してまいります。
	<p>7 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「株式会社シーテック」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。</p>	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。
	<p>8 フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）</u>を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決める事が可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値を決めてこと。</p>	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
A 氏 9	<p>「事後調査」は信用できない <u>理由</u></p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする保証はなく、罰則もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査については、信用いただけるよう、今後も知見を含め、その内容を検討いてまいります。</p> <p>検討した事後調査の内容については、法対象事業事後調査計画書として、静岡県知事及び関係市町長に送付、公表されることとなります。その後、計画書の内容に対して、環境保全の観点からご意見を頂くことになっており、それを踏まえ、最終的な調査計画を策定、実施していくものとなります。調査結果については、法対象事業事後調査報告書として、静岡県知事及び関係市町長に送付、公表されることになります。</p> <p>事後調査報告書に対するご意見については、静岡県環境影響評価条例第45条の規定により、公表後1か月を経過するまでの間であれば、環境保全の観点から静岡県知事に対して、意見書をご提出頂くことは可能となっております。</p>
B 氏 10	情報提供について誠実さに欠ける。ホームページの方法書は印刷ができず、6月16日の住民説明会では資料提供がない中での一方的な説明だった。必要とされる手続きを形式的にやったという既成事実を作っているにすぎず、地域住民に真摯に向き合って理解を求めていこうとする姿勢が感じられない。こういう姿勢ではシーテックという会社を信用できない。これから日本気象協会に環境影響評価をさせるが、公正・公平な評価を出せるのか疑問が残る。	<p>情報提供について、環境影響評価方法書の著作権は事業者側にあるため、縦覧期間中の閲覧をお願いしております。縦覧方法は、無断転載等の悪用がされないための措置であり、適切に行っていと考ております。</p> <p>説明会の配布資料について、配慮書の説明会時に説明資料を配布したところ、事業者への連絡なく無断転載されたため、今回は資料を配布しないことといたしました。</p> <p>一方で、事業を進めるにあたり地域住民の皆様にご理解頂くことが重要であることは認識しておりますので、今後もご理解を得られるように努めてまいります。</p> <p>一般財団法人日本気象協会による環境アセス調査について、環境影響評価法に基づく公的な審査があるため、信頼のおける委託先として契約しております。</p>
11	環境負担の少ない再生可能エネルギー電気を供給するという理念はいいが、原野谷川水系の治水機能を壊し、取り付け道路の設置により山肌を大きく削り、サシバなどの渡り鳥の道を妨害するなどの自然環境破壊のマイナス面を補って余りある風力発電の意義はどこにあるのか。	<p>全ての発電事業は全く自然を壊さないものはありません。自然エネルギーは循環エネルギーですので、無くなるものではありません。自然エネルギーが増えれば増えるほど、化石燃料を減らすことができます。</p> <p>また、開発行為は自然に影響を与えることが少なからずあるため、環境影響に与える影響を可能な限り少なくするため環境影響評価法ができました。環境への影響を可能な限り少なくするため現地調査を実施し、予測・評価を行い、本事業による環境への影響を極力少なくしていくよう事業を進めていきたいと考えております。</p>
12	新東名高速道路の栗ヶ岳トンネルにより掛川市東山地区の水源は枯渇してしまった。もう取り返しのつかないものである。今回の風力発電設置により原泉地区の水源は大丈夫か懸念される。万全な調査をして頂きたい。	風車の建設に伴う改変は尾根上的一部にとどまり、トンネル工事のように、地下水脈を貫くような工事は実施しない予定です。なお、風車設置位置等では地質踏査を行い地盤の状況を調査・把握した上で、予測・評価を行い、極力影響を与えない事業計画を立案いたします。

No.		意見の概要	事業者の見解
B 氏	13	11 の自然環境破壊のマイナス面をクリアする施策をどのように考えているのか。それとも自然環境破壊の影響はさほど大きくないと考えているのか。	風車を設置するのに木を切ったり、工事の車が走ったりもするので、生態系や自然への影響はゼロということはありません。ただ、その影響を可能な限り小さくするために、既存の林道の活用すること、伐採する範囲などはきちんと設計して必要最小限に抑えるようにする等、影響を極力小さくしていくように事業を進めていきたいと考えております。
C 氏	14	全体について (仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業における環境影響評価方法書（以下、方法書という。）に掲載されている対象事業実施区域（以下、計画地という。）には、以前より希少猛禽類のクマタカおよびオオタカの生息が確認されており、貴社が計画するこの事業を実施すると、これらの鳥類の生息に多大な影響を及ぼすことが懸念される。なお、計画地にクマタカが生息していることは、方法書にある専門家意見等からも確実である。そのため、貴社に対して、事業の中止または縮小を含めて、計画地及びその周辺に生息する希少鳥類への影響を回避可能な対策を取ることを希望する。今後、影響の回避および鳥類の保全について検討を進めるのであれば、環境影響評価の精度をより向上させるため、下記の「個別の項目について」に記載した内容を参考にして調査方法を変更すべきであることを提案する。	クマタカ及びオオタカといった希少猛禽類については、今後の調査において、その生息状況等の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、重大な影響が生じる可能性があると判断された場合には、可能な限り影響を回避、低減できるよう、事業計画の変更等を含めた、環境保全措置を検討してまいります。また、個別の項目（No15～No20）に記載頂いた内容については、今後の現地調査において参考にさせて頂ければと考えております。
	15	遠州地域に広範囲にわたる複数事業が鳥類に及ぼす影響 遠州地域には、山岳地域における大規模風力発電事業として、浜松風力発電所（ふそう風力発電）、浜松市天竜区熊風力発電事業（自然電力）、天竜風力発電事業（JR 東日本エネルギー開発）、ウインドパーク天竜風力発電事業（シーテック）および本事業が存在し、これらすべてが浜松市天竜区水窪以南の遠州地域の山の尾根に南北方向に並び立つという状況が生まれようとしている。 一方で、これらのすべての計画地内はクマタカなどの希少猛禽類の重要かつ貴重な生息地および繁殖場所となっている。したがって、すべての事業が実施に移された場合、累積的影響によりクマタカをはじめとして遠州地域に生息する希少猛禽類にバードストライクや生息地放棄など大きな影響を与えることが予想される。 また、計画地にあるサシバとハチクマの春秋の渡りルートは、猛禽類全般における国内最南のルート（静岡⇒掛川⇒浜名湖北部⇒伊良湖岬）と重複していることが知られているが、本事業の実施が障壁影響を生み出し、サシバやハチクマなどの猛禽類は風車を大きく迂回することになるか、バードストライクが発生するようになると考える。なお、このような状況はすでに浜松風力発電所の稼働によって生じていることが証明されている。 したがって、環境影響評価は5事業を一体のものとして行う累積的影響評価を適切に実施することで、5事業がまたがる地域全体で環境影響、特に希少猛禽類に対する影響を最小にすべきである。	累積的な影響について予測及び評価するにあたり、他事業者との情報共有等が必要になることから、こちらの一存だけでは困難な部分がございます。 他事業者からの情報収集に努めるとともに、情報が得られた場合には、累積的影響についても検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
C 氏	16 動物の調査、予測及び評価の結果について（方法書217頁） <ul style="list-style-type: none"> ・計画地にクマタカが生息していることが評価されていないので、個別に評価の結果を明記すべきである。 ・渡り鳥の移動ルートに対する予備調査が未実施であるにもかかわらず、『上空通過することから生息環境の変化に伴う影響が出る可能性は小さい』と結論付けることは無理がある。 	クマタカの生息状況及び当該地域における渡り鳥の移動状況については、今後、適切に調査を実施してまいります。その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、詳細な予測及び評価の結果をお示ししてまいります。
	17 配慮書に対して提出した意見の取り扱いについて 先に意見募集を行った当該事業の計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）に対し、以下のような意見を提出した。それに対し、方法書に事業者見解として回答を掲載しているが、その回答に不明瞭な部分があるため、ここであらためて意見として掲載する。なお、これに対して貴社がどのように対応するかについては、次の環境影響評価準備書に事業者見解として掲載するだけでなく、当会らに個別に見解を述べていただきたい。	頂いたご意見に対し、環境影響評価準備書に事業者見解として掲載いたします。個別での見解に関しては、環境影響評価準備書公表の段階で改めて調整させていただきます。
	18 希少猛禽類の調査手法について、配慮書に対する意見書で『事業実施に際しては動植物の生息状況、特に野鳥については想定区域の周辺も含め渡りや繁殖の時期を含め、少なくとも2年以上の調査が必要である。鳥類では希少種であるクマタカの生息状況調査が重要となる』と指摘したが、本方法書では『猛禽類保護の進め方（改訂版）』に準拠して進めている。したがって、現在の段階は、環境省の猛禽類保護の進め方（改訂版）P36のイ予備調査・調査計画の策定（生息確認及び繁殖可能性の推測）の段階と考える。また、2年間の予備調査をした結果をもって、事業計画の検討（回避）の判断を行い、必要であれば『ウ保全措置検討のための調査・解析繁殖状況調査・行動圏の内部構造解析等』に移行することになっている。そこで、 1) 予測調査については、クマタカの生態を考慮して7水系（家山川・切山川・大代川・原野谷川・太田川・白光川・福用川）ごとの生息確認が必要。 2) 予備調査計画にあたっては、何人かの地元の鳥類研究者との現地踏査により、効率よくクマタカの生息調査を進めることができることである。	1) クマタカを含め、猛禽類の調査に関しては、対象事業実施区域及びその周囲を網羅できるよう、調査地点を設定した上で、猛禽類の出現状況や視野の確保といった観点からも適宜調査地点の追加、変更の他、移動しながらの調査を実施してまいります。その際には、ご指摘頂いた点にも留意しながら、調査を実施してまいります。 2) 調査計画の手法等については、有識者のヒアリングを踏まえて検討したものとなっております。しかしながら、ご指摘を踏まえ、必要に応じて地元の鳥類研究者と現地踏査を実施する等、今後もご意見を頂きながら、適切に調査を実施してまいります。
	19 猛禽類の渡りに関する調査手法について、意見書で『想定区域および周辺地域は猛禽類の大きな渡りルートであるが、渡り時期の調査について今までの既存データでは十分ではないため、春は3～5月、秋は9～11月に最低2年間の調査が必要である。』の意見に対して貴社は、方法書では渡り鳥の調査は1年しか実施しないことで記載しているが、計画地周辺では渡り鳥に関して既存データがほとんどなく、1年の調査でその実態が把握できるとは考えにくいので、こちらからの意見通り、あらかじめ2年の調査期間を確保すべきである。また、定点観測における調査ポイントの設定について、何人かの地元の鳥類研究者と現地踏査したうえで決定すべきである。	渡りに関する調査を含め、調査手法については、有識者より概ね妥当であるとのコメントを頂いております。特に秋季における渡り調査の際には、可能な限り連続した調査を実施することにより、当該地域の渡りの状況を把握できるのではないかと考えております。ご指摘を踏まえ、必要に応じて地元の鳥類研究者と現地踏査を実施する等、今後もご意見を頂きながら、適切に調査を実施してまいります。
	20 参考文献の追加 3.1.5-1 動物の生息の状況に使用される文献に2020年7月に発行予定の『静岡県の鳥類第3版』を追加すべきである。	文献について、ご教示頂きましてありがとうございます。参考にさせて頂きます。

No.	意見の概要	事業者の見解
D 氏	21 方法書への意見(鳥類の渡り時の移動経路)は以下のとおりです。 c. 鳥類の渡り時の移動経路(定点観察法による調査): 第 6.2-2 表(25)調査、予測及び評価手法(動物) 春季 3 地点、秋季 3 地点となっているが、風車は南北 7.5km、東西 6km に 21 基計画されている。調査地点はあまりにも少なく、また地点 3-2 以外は視界が妨げられ、地点 2-2 でも北東から南東に限られている。そのほかの地点はより限定的な視界となっている。そのため通過するサシバの渡りの現況を把握するには不適である。特に秋季の渡り時はより詳細な地点設定が必要であり、9 月から 10 月までの毎日の観察がサシバの渡りの現況把握に必須である。	調査地点については、渡りの状況等を踏まえ、適宜変更、追加することにより、適切にルート等を把握できるように努めてまいります。9 月から 10 月といった秋季における渡り調査の際には、可能な限り連続した調査の実施に努め、当該地域における渡りの現況把握に努めてまいります。
	22 予測評価: 第 6.2-4 図(8) 予測手法は、移動経路の遮断・阻害、ブレード等への接近・接触としている。計画の 6 地点からは予定されている 21 基の風車がほとんど視認できていないか限定的である。移動の経路及びブレードへの接触等を予測するためには、21 基の風車すべてが視認できる定点選定が必要である。それらの風車が見える地点を選定したのち、予測のための現地調査資料として飛行ルート、高度(環境省(H23)では風車周辺の空間高度を 4 区分)を記録しなければ適切な予測ができないと考える。	調査地点については、渡りの状況等を踏まえ、適宜変更、追加することにより、適切にルート等を把握できるように努めてまいります。その際には、飛行ルートはもちろんのこと、その際の飛行高度についても記録し、その結果を基に、適切な予測及び評価に努めてまいります。
	23 追加で必要な予測・評価方法 事業予定地はサシバの渡りの主要地域と重複する。風力発電の影響を少しでも回避低減するため、評価に当たっては貴社が既存の複数地域で取り入れている 2000kw 風車に置き換えた場合の予測も行い、4000kw 風車との比較が望まれる。その結果を衝突の回避、低減のための環境保全措置資料として事業計画に活かすべきである。	現状としましては、採用する風力発電機の規格については未定となっておりますが、より正確な評価を行うためには、当該地域における渡りの状況等と、実際に建設する風力発電機の規格を踏まえたものとすることが重要になると考えております。その結果を基に、重大な影響が生じる可能性があると判断された場合には、事業計画の見直しを含めた環境保全措置を検討してまいります。
E 氏	24 八高山へハイキングに行きます。現在の「対象事業実施区域外」の範囲ではハイキングコースの大部分で景観が台無しになります。もっと範囲を広げて欲しい。また、泉の集落は発電機のびょうぶに囲まれる感じになるのではと思います。もっと地元の方々に配慮して欲しいと思いました。	ご指摘いただきました点や今後の調査結果を踏まえ、八高山のハイキング利用や地元の方々に対する影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。
F 氏	25 方法書の 3.1-47(68) 渡りルートは現場を知らない。去年(2019)の秋の渡りでは多い日には 700 羽のサシバが八高を中心南北 4~5km で確認されている。八高山の渡りルートは、地元静岡では有名です。方法書では対象事業外として書かれているが、野鳥の会静岡支部に聞いた方がよい。	方法書にお示している渡りルートについては、あくまで文献その他の資料から抽出したものとなっております。今後の現地調査において、当該地域における実際の渡りの状況について、把握に努めてまいります。
	26 方法書では簡易水道のことが書かれていないが、新東名工事により倉真地区では、松葉の滝が枯れ何軒か井戸も枯れた問題があった。この風車の工事元では 90 戸近くが簡易水道だと聞いています。シーテックはリニア水問題と同様、地元にもこの説明はすべきです。※掛川市長もこのことを一考すべきです。	生活用水の実態(水源の種別調査、正確な水源地位置調査、各水道組合へのヒアリング調査)を可能な限り把握するようにいたします。 風車の建設に伴う改変は尾根上的一部分にとどまり、トンネル工事のように、地下水脈を貫くような工事は実施しない予定です。なお、風車設置位置等では地質踏査を行い地盤の状況を調査・把握した上で、予測・評価を行い、極力影響を与えない事業計画を立案いたします。また、準備書の住民説明会において、調査結果を住民の皆様にご説明する予定です。

No.		意見の概要	事業者の見解
G 氏	27	<p>登山者の人気が高い八高山や簡易水道の水源に影響する風力発電建設はすべきでない</p> <p>①八高山には一等三角点があり展望もよく豊かな自然もある貴重な山。多くのハイキングコースにも影響ある。多様な自然やちょうどうに影響あり、建設は中止して。</p> <p>②山の中腹が崩れているなど地質がもろい。大規模造成すべきでない</p> <p>③原泉の住民は山からの水に生活水を依存。簡易水道の水源地域は開発でなく保全すべき</p> <p>④静かな安全な原泉の環境が風力の音や低周波でおびやかされる</p> <p>⑤鳥の渡りのコースで影響大で建設すべきでない</p>	<p>①今後の調査において八高山の環境並びに利用の状況を確認し、八高山の自然や眺望、ハイキングコース等への影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。</p> <p>②造成を予定する場所では詳細な地質調査を実施し、適切な計画となるよう検討してまいります。</p> <p>③簡易水道につきましては、その取水地の正確な位置の把握、取水種別の把握を行い、影響を与えることのない事業計画を策定いたします。</p> <p>④今後の準備書段階で、騒音及び低周波音の現地調査・予測・評価を行い、影響が想定される場合は影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。</p> <p>⑤鳥類の渡りについては、今後の現地調査においてその詳細の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、本事業による影響について、適切に予測及び評価してまいります。</p>
H 氏	28	私は登山が好きで年に何度も八高山に登っています。自然が豊かで掛川市の誇れる山です。たくさんの植物が四季折々に目を楽しませてくれ、尾根からの展望は山々の深い緑が続く素晴らしいものです。この山に21基もの風車が建つという計画を知り、びっくりしました。とんでもないことです。どうか、掛川市の素晴らしい自然をこわさないでください。一度こわされたものは元には戻りません。次の世代にも今の八高山の自然をバトンタッチできるように心から願っています。どうか計画を中止ください。	<p>環境への負荷を極力少なくするため、これから環境を調査し、それを予測・評価・分析することとしております。具体的には、環境影響調査がひととおり終わった段階で「環境影響評価準備書」でお示しさせていただきます。</p> <p>環境影響が甚大であり、その甚大な影響が環境保全措置を実施してもなお低減しきれない場合には、事業計画の見直しや事業の中止もありえると考えています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
I 氏 29	<p>私は再生エネルギーの増加に关心を持ち、自宅でも27kw位の太陽光発電をっています。だから風力発電建設そのものには賛成です。</p> <p>しかし、ウインドパーク遠州東部風力発電事業は自然状態が良く保たれ、かつ簡易水道の水源地近くでもあり、民家近くで低騒音、あるいは多雨による大洪水からの被害も心配されるところです。</p> <p>そのような問題を持ちながらの大規模な風力発電機を建設してよいものかと懸念をしております。</p> <p>風力発電の先進国イギリスでは洋上風力が盛んに建設されています。自然破壊や騒音、洪水、命の水、景観などの問題を解決する地上風力発電機は生活・自然環境の障害の少ない洋上風力発電を持って行くべきだと希望します。</p> <p>特に今回の建設予定場所は絶滅危惧種II類に入るクマタカ、オオタカの生息地であり、タカ類のサシバ、ハチクマの渡りの通過の中心コースでもあります。現地は今まで幾度も渡りの観察を行ってきたところです。</p> <p>「渡り鳥については上空を通過するから…影響は少ない…」ということではなく、東側の斜面から飛び立つて行くことがあるところです。タカ類だけでなく、各種の小鳥類の渡りの地でもあります。第4-1表(2)4-2(25)</p> <p>風力発電に適しているということは野鳥にとっても渡りに必要な良い風が吹いている地でもあります。</p> <p>渡りの時期だけ止めるという方法もあるかもしれません、クマタカ・オオタカが生息している状態では生息地を脅かすことになります。「なるべく、自然を壊さない方法で建設していく…」との説明は納得ができません。</p> <p>また、各種大型部品の搬入や大型工事車両の通過は道路整備を必要として希少植物を取り去ることにもなります。道路整備後の法面崩壊や立地面からの廃土をどこに持っていくのか、増えてきている大雨洪水も心配されるところです。</p> <p>近郊地域への0.9km、2km以内277戸への低騒音被害や簡易水道への水源地問題あるいは部品の搬入の交通、低騒音問題等住民たちへ十分な説明や市民への説明を行ってください。</p> <p>環境影響評価方法書を委託した業者は「一般財団法人日本気象協会」とあります。これから調査の調査会社等、具体的な社名などを教えてください。</p> <p>実施目的にある「地域住民との共存・共栄を図る…」とありますが、地域住民の利益は何があると考えているのでしょうか。</p> <p>クマタカ・オオタカの営巣地が見つかったらこの計画は止めるのでしょうか。どんな状況下、判断基準で推進していくのか、止めるのでしょうか。</p>	<p>簡易水道の水源地に関しては、その取水場所での取水種別（表流水、湧水、地下水）と、水源地の正確な場所を調査し、その水源に影響を与えない事業計画を策定いたします。</p> <p>当該地域におけるクマタカやオオタカを含めた猛禽類及び渡りといった鳥類の状況や、植物の生育状況といったものに関しては、今後の現地調査において、詳細の把握に努めてまいります。その結果と事業計画とを照らし合わせ、例えば、当該地域における生息、生育数が著しく減少するといった結果になった場合には、影響を極力回避、または低減できるよう、事業計画を検討するとともに、影響を低減できないと判断されれば、事業計画の見直しや事業の中止も視野に入れて検討してまいります。</p> <p>残土については、今後の詳細設計において出来るだけ切盛りバランスをとり残土量の低減に努めます。それでも減らしきれない残土については事業地内にて残土処分場を設けて処理する計画を立てています。</p> <p>今後の準備書段階の住民説明会等を通じて、低周波音、簡易水道の水源地、工事用資材等の搬出入による影響等について、住民の皆様にご説明する予定です。</p> <p>環境影響評価の現地調査は、「一般財団法人日本気象協会」にて実施いたします。</p> <p>一般的には、市町村への固定資産収入や事業地内における道路の維持管理となります。それ以外については事業計画の進捗状況に応じて、地元の皆様と協議させていただきます。</p> <p>現地調査や予測評価の結果において、重大な影響の可能性がある項目については、専門家の意見を聞き総合的に判断し、事業による影響を回避又は極力に低減するように事業計画や環境保全対策を検討します。環境影響が甚大であり、その甚大な影響が環境保全措置を実施してもなお低減しきれない場合には、事業計画の見直しや事業の中止もありえると考えています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
I 氏	<p>29</p> <p>k k シーテックは地上風力発電をやっているから、洋上発電はやっていないとのご返事がありましたが、あまりにもお粗末なご返事です。国内でも自然破壊の少ない洋上風力発電をやっています。そちらに主眼を持つて行くべきだと思います。</p> <p>発電量をこれ以上増やすことは必要でしょうか。少子化や節電・省エネなどで電力の需要は減少することが予測されます（この電力をリニアに向けることはないと思いますが）。脱化石燃料と脱原発を推し進めることが必要です。原発の再稼働を止めて、脱化石燃料を勧めていく中で発電量の足りない電力を洋上風力発電に向けていくべきだと希望します。</p> <p>「配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の意見」がありますが、なぜ「環境大臣の意見」は無いのですか。当然、環境省の検討が必要だと思います。</p> <p>「専門家からの意見の概要及び事業者の対応」専門家からの意見について「所属 民間企業職員名」を公表してください。</p> <p>これからもインターネットで観れるようにしてください。他の計画地「ウインドパーク天竜風力発電事業・ウインドパーク布引北風力発電事業」の情報も詳細まで観れるようにしておいてください。</p> <p>環境影響調査をしっかりと行って毎年度、その結果を公表してください。</p>	<p>弊社は、2002年度より風力発電設備を保有しており、風力発電設備の建設だけでなく保守も実施しております。今まで培った技術を生かせる場として、現在陸上の風力開発を行っております。現在、洋上風力については開発に携わっておりませんが、今後洋上風力の開発に携われよう検討してまいります。</p> <p>環境影響評価法及び環境影響評価法施行令において、発電所の配慮書について、主務大臣たる経済産業大臣は、事業者からその送付を受けたときは、必要に応じて、90日以内に、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べることができますこととなっています。この場合において、経済産業大臣が意見を求めた日から45日以内に述べられる環境大臣の意見があるときは、これを勘案することとなっています。</p> <p>そのため、環境大臣の意見を勘案した経済産業大臣意見に対する事業者見解を記載しています。</p> <p>専門家の所属先については、プライバシーの観点からも公表は差し控えさせて頂ければと思います。</p> <p>環境影響評価法による縦覧期間にて、インターネットによる縦覧を実施し、調査結果を公表いたします。</p>
J 氏	<p>30</p> <p>建設予定地がそのしたに広大な土砂災害警戒区域を抱える崩落多発地帯であるにもかかわらず、自然災害の誘発の危険度に対する調査がされない。土質調査を数ヶ所で行うだけでは、山頂の木々の伐採や道の拡幅工事による土砂災害・水害に対しての影響ははかれないと考える。</p> <p>浜松市はゾーニングを行っているため天竜に予定されている風力発電所についてはこの部分への言及がある。単に市がゾーニングを行っていないからよしとするのでなく、同様の地形、危険度のある場所としてらえ、適切な影響調査をされたい。</p> <p>31</p> <p>水源かん養林であり、簡易水道につながる沢がありまた表層水にいたる水脈をかかる地域である、水については、単ににごりといったことにとどまらず、工事による水脈変化等の可能性についても、しっかりとした調査をお願いしたい。</p>	<p>土質調査は、水の濁りに対して予測するための基礎データとする予定ですので、表層地質の代表的な地点を選定しています。</p> <p>山頂の木の伐採、道の拡幅工事等による土砂災害・水害等が発生しないよう今後、事前に地質踏査を行い、事業計画を策定してまいります。</p> <p>簡易水道の水源地に関しては、その取水場所での取水種別（表流水、湧水、地下水）と、水源地の正確な場所を調査し、その水源に影響を与えない事業計画を策定いたします。</p> <p>また、工事に伴い発生する濁水については、沈砂池に集めた後、水の濁りを沈殿させた後に林地浸透させることによって処理する予定です。沈砂池排水口から常時水流までの離隔を取ることによって、表流水への影響を低減できる事業計画を策定いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
J 氏	<p>32 地域住民に対しての説明会のあり方が納得できない。手つかずの自然をいじることのリスクも含め全地元住民に資料を示しての説明会の開催を求める。(区長だけではなく)</p>	計画段階配慮書において、法令上定められてはいない説明会を事業計画範囲及び周辺の地元住民に対し地区ごとに資料を配布して開催しました。配慮書の縦覧および説明会開催にあたり、事前に地元住民へ案内および事業計画範囲がわかるチラシを全戸配布しました。環境影響評価方法書においては、広く市町民の方の意見を求めるため、各市町の広報誌に方法書の縦覧および説明会開催案内を行い、各市町にて説明会を開催しました。説明会の配布資料について、配慮書の説明会時に説明資料を配布したところ、事業者への連絡なく無断転載されたため、方法書の説明会においては、資料を配布しないことといたしました。今後の説明会開催においては、資料を配布しての説明会を開催することも検討いたします。
	<p>33 下流域には多くの水害や土砂災害が心配される地域が広がっている。豪雨災害ひん発の中で、この八高山を源とする流域に住む住民に対して広く情報を公開し、合意を得ることが必要である。</p> <p>今回の説明会は計画の説明資料もなく、抗議してやっとホームページ上での縦覧ができるという「資料提示を極力させてアセスをすすめる」という姿勢を感じる。これでは不信感だけがつのる。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地質踏査を実施し、周辺の地質状況を把握した段階で専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂の崩落の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を極力回避又は低減するよう努めます。</p> <p>説明会の配布資料について、配慮書の説明会時に説明資料を配布したところ、事業者への連絡なく無断転載されたため、今回は資料を配布しないことといたしました。</p> <p>環境影響評価法による縦覧をインターネット上で公開しておりましたが、全てのパソコンで閲覧可能とすることは難しく、閲覧可能なブラウザを注意事項に記載して公開しておりました。問合せを受け、少しでも多くの方にインターネット上の閲覧が可能な方法を検討し、速やかに閲覧可能な状態にHP改修を行いました。不信感を抱かれないと可能な限り情報提供できるように努めています。</p>
	34 風力発電を仰ぎ見るような地点が多くある。山歩きを楽しむ人、自然の中でやすらごうという目的の施設利用者にとって、4000kw の巨大風車が 21 機も立ち並ぶ景観が歓迎されるのか。関係団体や業者の皆さんからの意見聴取の場を求める。	今後関係団体等の方々から意見聴取をするよう努めます。
	35 風況がよいということは渡り鳥にとっても風がよいということに他ならない。渡りに対して直交する今回の計画にはもともと無理があると考える。メインのルートのみでなく様々なルートにじやまにならないかをていねいに調査ねがいたい。	鳥類の渡りについては、今後の現地調査においてその詳細の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、本事業による影響について、適切に予測及び評価してまいります。
	<p>36 工事車両の通る地域も影響が大きい。32. 同様にしっかりとした説明会が必要だと考える</p> <p>ps. 市役所の窓から毎日のように栗ヶ岳から八高山並みをながめています。大切な山々です。説明会で何度も固有名詞であるハッコウサンをハチコウサンと言いまちがえているのがすごくショックでしたよ。お金をもうける手段としての巨大風発はいりません。共生のエネルギーとしての再生可能エネルギー導入をもとめています</p>	工事用資材等の搬出入による大気質、騒音及び振動による影響について、今後の準備書の段階で、現地調査・予測・評価を行い、準備書の住民説明会において、住民の皆様にご説明する予定です。

No.		意見の概要	事業者の見解
K 氏	37	<p>1基につき、横はば160mくらい木をとりはらうことになるでしょう。木がなくなったことにより、土地が雨（台風）でくずれる心配があるのではないかでしょうか。そのことについての影響についての考察はありません。出してください。これらの土地の多くは国有林で、山を守る、水を保全するということから保安林ではないでしょうか。</p> <p>フォトモンタージュ、野守の池の水位調査の結果を説明する会をひらいてほしい。文書は見にくいため。</p>	<p>風車1基に必要なヤードは、1,500～3,000 m²です。</p> <p>なお、木の伐採により土地が雨（台風）で崩れることが無いよう、事前に地質踏査を行い、事業計画を策定いたします。</p> <p>フォトモンタージュ、野守の池の水位調査の結果を含め住民説明会等で住民の皆様にご説明する予定です。</p> <p>また、保安林においては、影響が極力少なくなるよう事業計画を検討し、関係機関と協議してまいります。</p>
L 氏	38	<p>2017年から島田市の要請により、パラグライダー観光事業を行っている□□と言います。</p> <p>ウインドパーク設置場所と通常飛行コースが同一空域となるため、パラグライダー飛行におよぼす影響をしっかりと調査していただき、風車設置場所と運用を検討してください。</p> <p>2018年12月に開発された身成東側傾面にある川根スカイパークからの景観写真を作成して地域住民に承認を得てください。</p>	<p>パラグライダー利用につきましては、関係機関との協議を始めさせていただきました。引き続きご意見をうかがいながら、適宜フォトモンタージュを示すなど情報共有を図り、パラグライダー観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう検討してまいります。</p>
M 氏	39	予定地周辺には静岡空港の他、自衛隊浜松基地、静浜基地があり、昼夜間に於いて比較的低空での飛行等の必要性もあると考えられるが、風力発電施設の建設により周縁地域への騒音公害の増加が生じないよう関係機関との調整に万全の配慮を求めたい。パラグライダー、オートジャイロ等の離着陸、大井川河川敷の多面的利用の動向について、河川管理者、地元島田市等との意向にも配慮されたい。	飛行等への影響がある場合には、関係機関と調整してまいります。また、パラグライダー等の関係機関と調整し、事業計画へ反映してまいります。
N 氏	40	<p>配慮書に対して、「重要な渡りのルートであればそのルート上に風車を建築するべきでないこと、また、クマタカについては事業区域全域が複数のつがいの生息地であり影響の回避は不可能」という観点で意見を提出了した。しかし、今回示された方法書の調査、予測及び評価の手法を見る限り、我々が問題視しているところが理解されておらず、適切な予測及び評価ができる内容ではないと考える。その理由を以下に示す。</p> <p>重大な環境影響</p> <p>事業者の見解では「重大な影響があると認められた場合には、事業の中止も含めた事業計画の見直しを検討してまいります」とあり、留意する事項では「動物のうち、コウモリ類や鳥類については施設の稼働に伴うバットストライク及びバードストライク等の重大な環境影響を受ける可能性があることを受け、適切に調査、予測及び評価を実施する。」と記載されているが、希少猛禽類及び渡り鳥に関する重大な環境影響をどのようなことと考えているか。方法書に書かれている調査でその重大な環境影響をどのように把握できると考えているか。具体的な提示を求む。</p> <p>希少猛禽類及び渡り鳥に対する風車の影響について、移動経路の遮断・阻害、ブレード等への接近・接触をあげているが、これらの影響を定量的に予測できると考えているのか。ごく少ない確認回数を根拠にして、遮断・阻害、バードストライク等の可能性は極めて低い、またはごく小さい確率であるという予測結果になるのか。仮に確立の評価をする場合にはその科学的根拠が必要になるが、何を根拠とするのか。</p>	<p>本事業により、当該地域における希少猛禽類の繁殖環境や渡り鳥の飛翔ルート等を著しく減少、阻害すると判断された場合には、重大な影響があると考えております。今後の現地調査において、希少猛禽類の場合では、確認された際にその種名、飛翔ルート、飛翔高度等を記録するとともに、可能な限り写真撮影に努め、個体識別についても行ってまいります。渡り鳥については、確認された際にその種名、種名、飛翔ルート、飛翔高度、個体数等を記録することで、当該地域における現況を把握してまいります。</p> <p>その結果を踏まえ、年間予測衝突数を算出し、定量的な予測評価を実施する他、上位性注目種として選定しているクマタカについては、採餌環境の好適性や、営巣環境の好適性といったものを解析し、それに基づいて予測及び評価を実施してまいります。</p> <p>年間予測衝突数の算出に関しては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年1月、平成27年9月修正版）に基づく算出モデル及び「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法」（由井・島田、平成25年）に基づく算出モデルといった2通りのモデルを使用し、定量的な解析を実施してまいります。</p> <p>採餌環境や営巣環境の好適性に関しては、Maxent モデル（Phillips et al. 2004）を利用し、餌資源となる種の確認位置情報や各環境要素を踏まえ、解析を実施する予定となっております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
N 氏	<p>41 希少猛禽類について 希少猛禽類の調査範囲</p> <p>希少猛禽類の調査範囲が図に記載されていない。他の動物項目と同様に、図（6.2-4 図（6））に示す必要がある。表（第 6.2-2 表（26））にはクマタカの非営巣期高利用域の半径 1.5 km 程度とする考え方が示されている。営巣地がわからない現状では、事業実施区域から 1.5 km を調査範囲としなければ記載根拠との整合がはかれない。表の記載にならい、事業実施区域から 1.5 km を調査範囲として図に記載したうえで、その調査範囲を視認できるように、視界をカバーする調査地点を設定するべきである。</p>	<p>希少猛禽類の調査範囲としましては、お示ししておりますように、対象事業実施区域から 1.5km の範囲を想定しております。しかしながら、猛禽類は総じて行動範囲が広いことから、1.5km という目安はございますが、それ以上の距離でも確認される可能性は十分にあると考えております。これは渡りに関しても同様と捉えております。そのため、猛禽類及び渡りについては、調査範囲をお示ししない形としておりました。現地調査の際には、1.5km の範囲を網羅できるよう、適宜調査地点を追加、変更する等しながら、調査を実施してまいります。</p>
	<p>42 希少猛禽類の調査地点</p> <p>方法書に対する意見（地元観察者の情報）にもあるように、当該地域に生息するクマタカは 5~7 ペア、周辺を含めると 12 ペアとすると、方法書に示された 17 地点では生息状況の把握に必要となる数には到底及ばない。</p> <p>住民説明会では調査員は 8 名との説明を受けた。方法書にある 17 地点の中から 1 日 8 地点を抽出して行うのであれば、おおむねクマタカ 1 ペアあたり、1 地点調査するということになる。1 地点・月 3 日間の頻度で最低限クマタカを観察すれば、弊害・接近・接触の可能性を定量的に予測できると考えているのか。</p> <p>環境省の猛禽類保護の進め方に準拠すると記載されているが、方法書の調査計画はそこに書かれている「行動圏の把握には、見通しの良い複数の調査地点を配置」には及ばず、調査数量は全く不十分である。記載内容に根拠と責任をもつべきである。</p> <p>方法書にある 17 地点では北側 4 基の風車位置は視認できないため、これらの調査地点で行う場合には、北側 4 基の風車に対する環境影響評価は不可能なはずである。したがって事業計画から北側 4 基を除外すべきである。なお、実際にはこれら 17 地点以外に少なくとも北側 4 基を視認できる 2 地点がある。事業計画と同様、調査計画も検討の熟度が低すぎると考えざるを得ない。</p> <p>配慮書には希少猛禽類に対する重大な影響の回避ができるとの考え方を示されているが、上記のような調査地点等の設定では、重大な影響の回避をするための情報が集まるとは到底思われない。「実行可能な範囲で影響を回避」の根拠があまりにも薄く、「実行可能な」という言葉を安易に使用していると思える。</p>	<p>ご指摘のとおり、当該地域は地形的にも視野の確保が難しい場所であると認識しております。そのため、猛禽類の調査地点については、クマタカを含めた各種の出現状況や視野の状況に合わせて、適宜変更、追加して実施してまいります。その中で、餌運搬や巣材運び、交尾といった繁殖に関わる行動が確認された際には、その地点を重点的に実施する等、生息状況を把握できるよう調整しながら実施してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
N 氏	<p>43 希少猛禽類の予測・評価の手法等 (p 307) 6. 予測の基本的な手法に述べられているのは「環境の改変の程度を把握して影響を予測する」「衝突の可能性を定量的に予測する」この 2 点だけである。これに関してフロー図が p345、p346 にある。極めて基本的で重要なことだが、これだけでは適切な予測も評価もできない。この事業では対象事業区域を相当広くとっているため、「地形改変自体の面積比率が極めて小さい」と簡単に記載できる。しかし、猛禽類への影響は、改変の程度を把握しても影響予測はできない。問題になるのは風車によって生じる新たな環境要因がどのように猛禽類の行動に影響するかということであり、その点に関しては触れられていない。 予測・評価の手法に具体性がない。「行動圏に占める改変面積は極めて小さい」などという簡単な予測で評価すべきでない。各ペアの行動、三次元的飛行・利用特性、地形、植生とその利用及び事業計画（風車の稼働予想含む）等を踏まえた具体的で定量的な予測を行うべきである。配慮書に対する複数の意見からみて、当該地域の高い重要性は明らかであり、「実行可能な」で片づけられない問題である。</p>	<p>上位性注目種として選定しているクマタカについては、年間予測衝突数により定量的な予測評価を行う他、採餌環境の好適性や、営巣環境の好適性といったものを解析し、それに基づいて予測及び評価を実施してまいります。</p> <p>年間予測衝突数の算出に関しては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版)に基づく算出モデル及び「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法」(由井・島田、平成 25 年)に基づく算出モデルといった 2 通りのモデルを使用し、定量的な解析を実施してまいります。</p> <p>採餌環境や営巣環境の好適性に関しては、Maxent モデル (Phillips et al. 2004) を利用し、餌資源となる種の確認位置情報や各環境要素を踏まえ、解析を実施する予定となっております。</p> <p>これらの解析結果を踏まえ、本事業による影響を適切に予測及び評価してまいります。</p>
44	希少猛禽類の生息地回避 希少猛禽類の営巣中心域に含まれる可能性のある風車が少なくとも 6 基存在すると考える。現地調査では少なくとも各ペアの営巣地を把握し、重大な環境影響の回避として、営巣地を含む半径 1 km の営巣中心域を確実に事業計画から除外すべきである。	現地調査において、希少猛禽類の営巣地の把握に努めています。また、幼鳥の出現状況等により、営巣中心域を可能な限り把握してまいります。その結果を踏まえ、事業計画を検討してまいります。
45	<p>渡り鳥について 方法書に対する意見（地元観察者の情報）にもあるように、当該地域では少なくとも秋季 1 シーズンで数千羽の渡り鳥（猛禽類）が確認されている。定量的な予測評価を行うのであれば、渡りコースの前後に於ける観察地点の情報を考慮すれば、秋季 1 カ月間調査を継続し、合計 1 万羽程度をカウントする体制とすべきである。</p> <p>渡り鳥の調査では、当該地域が渡りルートとしてどのような位置づけで利用されているかを把握する必要がある。時期、天候、時間により飛行コースと高度が異なるため、限られた数日間で把握できるものではない。調査時間は方法書に記載された時間帯ではなく、日の出から日の入りまでを必要とする。</p> <p>方法書で設定している各期 3 地点の視界は決して広くない。異なる方向から飛来し、経塚山から大日山までの全域を通過する渡り鳥を把握できる地点配置とは到底言えない。また、方法書にある地点ではそれぞれの風車を視認できないため、これでは風車への衝突の可能性を把握できない。</p> <p>特に、北側 4 基の風車位置は全く視認できないため、これらの調査地点で行う場合には、北側 4 基の風車に対する環境影響評価は不可能なはずである。したがって、事業計画から北側 4 基を除外すべきである。</p>	<p>渡り鳥の調査の調査時間については、日の出及び日の入り前後を中心に考えてはおりますが、日中にも調査は実施することとしており、総合的に見れば、日の出から日の入りまでの調査時間となっております。また、調査期間についてはご指摘も踏まえ、可能な限り連続した調査とするよう、検討してまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、当該地域は地形的にも視野の確保が難しい場所であると認識しております。そのため、渡り鳥の調査地点については、視野の状況や渡りの状況等に合わせて、適宜変更、追加して実施してまいります。</p>

No.		意見の概要	事業者の見解
N 氏	46	<p>専門家の意見</p> <p>事業者の見解では専門家の意見を踏まえるとあるが、どのようにやるつもりなのかが示されていない。専門家の意見に対する対応が計画に反映されていない。</p> <p>環境影響評価は、環境影響を事前に回避又は低減することによって、よりよい事業計画を進めるための手続きであり、そこには「合意形成」という最も重要なテーマがある。定型文を並べるだけの一方通行の見解では、それは達成されないと考える。</p>	<p>専門家等の意見を踏まえ、調査期間等について可能な限り対応してまいりたいと考えております。今後、調査結果や解析結果についても、専門家からのご意見を踏まえ、可能な限り対応に努めてまいります。</p>
O 氏	47	掛川市の中で少なくなった開発の少ない地域の森林なのでその生態環境を守ることは特別重要で風力発電は他でやるべき	<p>環境省等が公表する風速・風向に関する各種データから当該エリアは年間を通して風況があることに加え、周辺に道路等の社会インフラが存在しております、電力会社の送電線への連系が可能であること等の諸条件から、日本では数少ない陸上風力発電事業に適したエリアであると判断しました。</p> <p>今後の現地調査において、当該地域の動植物の生息、生育状況等を把握し、可能な限り本事業による影響を回避、または低減できるよう、事業計画を検討してまいります。</p>
	48	特にタカの生息地や渡り鳥の飛行ルートに影響を与える様な大規模開発は絶滅危惧種保護から見ても賛成出来ない。	<p>今後の現地調査において、猛禽類や渡り鳥の状況について、把握してまいります。その結果を踏まえ、本事業による影響について、予測及び評価を実施してまいります。</p>
	49	掛川市の乏しい水源とも言える森林地帯に大規模な開発を行う事で大切な水資源の破壊や悪い影響を与える可能性がある	<p>生活用水の実態（水源の種別調査、正確な水源地位置調査、各水道組合へのヒアリング調査）を把握するとともに、地質踏査を行い地盤の状況を調査・把握した上で、予測・評価を行い、極力影響を与えない事業計画を立案いたします。</p>
	50	掛川市北部の山々は市民の信仰や憩之地でもあり、その様な貴重な環境を他に代替が困難な理由がない限りは破壊してはならない	<p>今後の調査において、本事業地周辺の山々についての利用状況等の現況把握に努め、地元の方々のご理解が得られる事業となるよう検討してまいります。</p>
	51	山間部高山に大規模な風車の建設は北部山々の景観を損うと共に近くでは騒音被害もあり（御前崎港の風車の下では釣りも出来ない騒音があった）遠州東部発電は現時点では建設すべきで無い。	<p>今後の準備書段階で、景観及び騒音の現地調査・予測・評価を行い、影響が想定される場合は、影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。</p>

注：意見の概要是、以下を除き原文のとおり記載した。

・個人情報については、□□で記載した。

○日刊新聞紙における公告

静岡新聞、中日新聞（令和2年6月2日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業」環境影響評価方法書を総覽します。

- 一、事業者の名称
代表者の氏名
事務所の所在地
対象事業の名称
規種
- 二、事業者の名称
代表取締役社長
愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町四一四五
(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業
風力(陸上)
- 三、対象事業実施区域
規模類別
発電設備出力
最大八万四千キロワット
- 四、環境影響を受ける範囲
静岡県掛川市、島田市、周智郡森町
静岡県掛川市、島田市、周智郡森町
静岡県くらし・環境部環境局生活環境課、
掛川市環境政策課、掛川市大須賀支所地
域振興係、掛川市大東支所地域振興係、
島田市市役所本庁舎(情報公開)「ナ一」、
島田市市役所本庁舎(金谷南支所)、
島田市市役所本庁舎(金谷北支所)、
島田市市役所本庁舎(川根支所)、島田
市環境課(田代環境プラザ)、森町役場住
民生活課生活環境係
- 五、総覽の場所・時間
※いずれも、開庁時間内
<http://www.ctechcpr.co.jp/#news>
- 六、意見書の提出
方には、書面に住所・氏名意見(意見の理由を含む)をご記
入のうえ、総覽場所に備え付けております。意見書箱にご投
函ください。令和二年七月十六日(木)までに左記の問
い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)
- 七、住民説明会の開催日時及び場所
令和二年六月十六日(火)十九時〇〇分から
掛川生涯学習センター・ホール・第4会議室(掛川市御所原十七一)
令和二年六月十七日(水)十九時〇〇分から
川根文化センター・チャリム21 ホール・視聴覚室(島
田市川根町家山一一七二一)
- 八、問い合わせ先
株式会社シーテック
○五二(八五二)六九九一(担当)山田
電話
森町文化会館ミキホール
六七一八五二〇愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町四一四五
元令和二年六月十八日(木)十九時〇〇分から
○五二(八五二)

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報しまだ 令和2年5月号（お知らせ版）

お知らせ

農業者年金「現況届」の提出

▼農業者年金を受給している人が、引き続き年金を受け取るために、毎年1回、現況届を提出する必要があります。提出がないと、年金が一時停止するため、ご注意ください。

対象／令和元年6月30日以前に年金を受給していた人で、（独）農業者年金基金から現況届の書類が送付された人

提出先／市役所本庁舎 農業委員会事務局（2階）、各支所

※氏名欄は、受給者本人が必ず手書きで記入してください。

（問）農業委員会事務局 ☎ 36-7209

里親相談会

▼生まれた家庭で家族と暮らさない子どもたちを迎え入れ、その成長をサポートするのが「里親制度」「特別養子縁組制度」です。子どもを育てたいという願いや里親への不安について、相談会を開催します。

とき／6月9日（火）午後1時30分～3時30分

ところ／市役所会議棟B会議室

対象／里親について関心のある人

※いすれも、開庁時間内。

（問）児童家庭支援センターはるかぜ ☎ 054-656-3456

新婚さんの新生活を応援します

▼市では、新婚世帯の新生活を応援するため、新居の取得・賃貸・引っ越し費用を、1世帯あたり30万円を上限として補助します。

対象／次の条件を全て満たす世帯

●令和2年1月1日～令和3年3月31日に婚姻届を提出し、受理され

とき／6月17日（水）午後7時～8時

（問）危機管理課 ☎ 21-1131

広報かけがわ 令和2年5月号（お知らせ・募集版）

お知らせ・募集

雨水タンク設置に補助 経費の2分の1・上限5,000円

（問）危機管理課（☎ 21-1131）

雨水貯留設備を新たに設置する方に対し、補助金を交付します。

同設備は、敷地内に降った雨水を貯留するためのタンクやその附属設備。災害

受け付期間／6月2日（火）～7月16日（木）
 とき／6月17日（水）午後7時～8時

（問）危機管理課（☎ 21-1131）



（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧

（問）環境政策課（☎ 21-1218）

（問）株式会社シーテック（☎ 052-852-6991 <http://www.ctechcorp.co.jp/#news>）

掛川市、島田市、森町にまたがる八高山周辺に風力発電事業を計画している事業者が、環境影響評価法に基づいて、環境影響評価の項目や調査、予測および評価の手法を示した「方法書」の縦覧と意見の受け付け、説明会を行います。

（問）環境政策課（☎ 21-1218）

（問）株式会社シーテック（☎ 052-852-6991 <http://www.ctechcorp.co.jp/#news>）

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報もりまち 令和2年5月号（お知らせ版）

「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の 縦覧、意見募集及び説明会について

周智郡森町、掛川市、島田市にまたがり風力発電事業を計画している事業者が、環境影響評価法に基づいて、環境影響評価の項目や調査、予測及び評価の手法を示した「方法書」の縦覧と意見の受付、説明会が行われます。

○縦覧期間

- ・令和2年6月2日(火)～7月2日(木)まで
土・日・祝日を除く開庁時(8時30分～17時15分)

○意見書の受付期間

- ・令和2年6月2日(火)～7月16日(木)まで
土・日・祝日を除く開庁時(8時30分～17時15分)

○方法書の縦覧及び意見提出場所

- ・森町役場住民生活課 生活環境係(別館1階)
- ・(株)シーテック ホームページ(電子閲覧のみ 24時間)

○説明会の日時

6月18日(木)午後7時～午後8時30分

○説明会の場所

森町文化会館ミキホール 第1研修室

○問い合わせ先

(株)シーテック ☎052-852-6991 (担当)山田
HP:<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>



○インターネットによる「お知らせ」

(静岡県のウェブサイト)

[ホーム](#) > [組織別情報](#) > [くらし・環境部](#) > [環境局](#) > [生活環境課](#) > [環境影響評価班ホームページによるご案内](#) > [環境影響指導](#) > [環境影響評価事業手続状況一覧](#) > (仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価手続情報

更新日：令和2年6月2日

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価手続情報

方法書手続	
方法書送付 (PDF : 123KB)	令和2年5月29日受領
縦覧	<p>公告：令和2年6月2日</p> <p>縦覧：令和2年6月2日～令和2年7月2日</p> <p>電子縦覧：株式会社シーテックホームページ (http://www.ctechcorp.co.jp/#news)</p> <p>縦覧場所：静岡県庁くらし・環境部環境局生活環境課</p> <p>掛川市環境政策課</p> <p>掛川市大須賀支所地域振興係</p> <p>掛川市大東支所地域振興係</p> <p>島田市役所本庁舎（情報公開コーナー）</p> <p>島田市金谷南地域総合課（金谷南支所）</p> <p>島田市金谷北地域総合課（金谷北支所）</p>
	<p>島田市川根地域総合課（川根支所）</p> <p>島田市環境課（田代環境プラザ）</p> <p>森町役場住民生活課生活環境係</p> <p>縦覧時間：開庁時間内（8時30分～17時15分）</p>
意見書提出方法及び期限	<p>方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。</p> <p>御意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見（意見の理由を含む）を御記入のうえ、縦覧場所に備え付けております「意見書箱」に投函していただくか、以下の送付先に郵送してください。</p> <p>送付先：〒467-8520名古屋市瑞穂区洲雲町4-45</p> <p>提出期限：令和2年7月16日（当日消印有効）</p> <p>問い合わせ先：株式会社シーテック（052-852-6991）</p>
住民説明会の開催日時及び場所	<p>令和2年6月16日19時～ 掛川生涯学習センター ホール・第4会議室</p> <p>令和2年6月17日19時～ 川根文化センターチャリム21 ホール・視聴覚室</p> <p>令和2年6月18日19時～ 森町文化会館ミキホール 第1・2・3研修室</p>

○インターネットによる「お知らせ」

(掛川市のウェブサイト)

環境アセスメント（環境影響評価）

更新日：2020年6月2日

環境アセスメント（環境影響評価）とは

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性は採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要です。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境アセスメント手続状況

計画又は事業名称	(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業
事業種類	風力発電所（陸上）
事業規模	最大84,000kW（最大4,000kW級を21基）
事業区域	掛川市、島田市、森町
関係地域	掛川市、島田市、森町
計画策定者又は事業者	株式会社シーテック
実施根拠	環境影響評価法
縦覧公表期間	■方法書公表期間 2020年6月2日（火）～2020年7月2日（木） ※方法書一般意見締切日 2020年7月16日（木）
市内縦覧場所	掛川市役所本庁2階 環境政策課 大東支所 地域支援係 大須賀支所 地域支援係 ※縦覧時間は土日祝日を除く開庁時間内
インターネットによる公表	環境影響評価方法書 事業者ホームページ(外部リンク)
備考	■説明会 6月16日（火）午後7時～8時30分 生涯学習センター（御所原） ホール及び第4会議室

○インターネットによる「お知らせ」

(島田市のウェブサイト)

更新日：2020年5月15日

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

株式会社シーテックが、島田市、掛川市、森町にまたがる地域で計画している「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業」について、環境影響評価法に基づく「方法書」の縦覧と意見の受付及び説明会を開催しますので、お知らせします。

事業者

株式会社シーテック

事業名称

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業

縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間：令和2年6月2日（火）から7月2日（木）まで

縦覧場所：

- ・ 島田市役所本庁舎（情報公開コーナー）
- ・ 島田市役所金谷南支所（金谷南地域総合課）
- ・ 島田市役所金谷北支所（金谷北地域総合課）
- ・ 島田市役所川根支所（川根地域総合課）
- ・ 島田市役所環境課（田代環境プラザ）

縦覧時間：いずれも開庁時間内

インターネットでの閲覧：[株式会社シーテックWebサイト](#)（外部サイト・別ウインドウで開く）

意見書提出方法

意見募集期間：令和2年6月2日（火）から7月16日（木）まで（※縦覧期間終了後、2週間は受付可能）

縦覧場所に意見書用紙と意見書箱を設置していますので、意見書箱に直接投函してください。

意見書は、下記の「事業に係る問合せ先」に郵送（7月16日の当日消印有効）することもできます。

なお、意見書用紙は、インターネット閲覧からもダウンロードできます。

説明会（※新型コロナウィルスの感染状況によっては、延期となる場合があります。）

日時：令和2年6月17日(水)午後7時から8時30分

会場：島田市川根文化センターチャリム21視聴覚室

定員：70名（当日、直接会場にお越しください。定員になり次第、締切となります。）

事業に係る問合せ先

〒467-8520

愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4-45

株式会社シーテック再生可能エネルギー事業本部

風力発電部（担当）山田

電話番号：052-852-6991

○インターネットによる「お知らせ」

(森町のウェブサイト)

「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧及び意見募集が開始されます

更新日：2020年06月02日

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧及び意見募集について

環境影響評価法（環境アセスメント法）に基づき、標記事業に係る環境影響評価方法書について、令和2年6月2日（火曜日）から同年7月2日（木曜日）まで縦覧が開始されますのでお知らせします。

なお、方法書の内容につきまして、森町職員がお答えすることはできません。
お手数ですが、下記の問い合わせ先（株式会社シーテック再生可能エネルギー事業本部 風力発電部）までご連絡をお願いいたします。

対象事業

事業名称	(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業
事業者	株式会社シーテック 代表取締役社長 松山 彰 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4-45
事業内容	風力発電所設置事業
事業想定区域	静岡県島田市、掛川市及び周智郡森町
事業の規模	発電設備出力 最大100,000kw

縦覧期間

令和2年6月2日（火曜日）から令和2年7月2日（木曜日）まで

縦覧場所

縦覧場所	縦覧時間
森町役場住民生活課生活環境係 (周智郡森町森2101-1)	土曜、日曜、祝日を除く 8時30分から17時15分
株式会社シーテック ホームページ (下のリンク先をご確認ください)	24時間（電子閲覧のみ）

[株式会社シーテック ホームページ](#)**意見書提出について**

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備え付けてある意見箱にご投稿いただくか、下の提出先へご郵送ください。

意見書の提出先又は内容の問い合わせ先

提出期限：令和2年7月16日（木曜日）まで（当日消印有効）

事業所：株式会社シーテック（仮称）ウィンドパーク遠州東部風力発電事業（担当：山田）

住所：〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4-45

電話：052-852-6991（土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(株式会社シーテックのウェブサイト)

**(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業に係る
環境影響評価方法書の縦覧・閲覧について**

2020 年 6 月 2 日

株式会社シーテック

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)を 2020 年 5 月 29 日付で経済産業大臣へ届出いたしました。

方法書とは、これから実施しようとする環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。

つきましては、2020 年 6 月 2 日（火）から 2020 年 7 月 2 日（木）まで方法書を縦覧・閲覧するとともに、説明会を開催します。また、方法書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

静岡県掛川市、島田市及び周智郡森町地内

2. 方法書及び要約書の縦覧・閲覧

(1) 期間

2020 年 6 月 2 日（火）から 2020 年 7 月 2 日（木）まで
ただし、開庁日のみ。

(2) 時間

開庁時間内

(3) 場所

① 静岡市

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

② 掛川市

掛川市役所環境政策課

掛川市役所大須賀支所地域振興係

掛川市役所大東支所地域振興係

③ 島田市

島田市役所本庁舎（情報公開コーナー）

島田市環境課（田代環境プラザ）

島田市金谷南地域総合課（金谷南支所）

島田市金谷北地域総合課（金谷北支所）

島田市川根地域総合課（川根支所）

④ 周智郡森町

森町役場住民生活課生活環境係

3. 方法書の説明会

(1) 掛川市

日時：2020年6月16日（火）午後7時から午後8時30分まで
場所：掛川市生涯学習センター ホール・第4会議室
(静岡県掛川市御所原17-1)

(2) 島田市

日時：2020年6月17日（水）午後7時から午後8時30分まで
場所：川根文化センターチャリム21ホール・視聴覚室
(静岡県島田市川根町家山1173-1)

(3) 周智郡森町

日時：2020年6月18日（木）午後7時から午後8時30分まで
場所：森町文化会館ミキホール 大ホール・第1研修室
(静岡県周智郡森町森1485)

4. 方法書及び要約書

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価方法書

⑥表紙・目次 (0.18MB)

⑥第1章 事業者の名称、代表者、所在地 (0.07MB)

⑥第2章 対象事業の目的及び内容 (3.37MB)

⑥第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況） (16.49MB)

⑥第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況） (8.37MB)

⑥第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (9.65MB)

⑥第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (1.35MB)

⑥第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (15.23MB)

⑥第7章 その他環境省令で定める事項 (6.69MB)

⑥第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者、所在地 (0.07MB)

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価方法書要約書

⑥要約書 (20.57MB)

※閲覧の利用環境は、最新の Internet Explorer を推奨します。

推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもお客様の web ブラウザの設定によっては、ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合がございます。

5. 意見書の提出

方法書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出に必要な事項

① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所

法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

② 意見書の提出の対象である方法書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価方法書

③ 方法書についての環境保全の見地からの意見

意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載願います。

(2) 提出期限

2020年7月16日（木）

(3) 提出方法

① 意見書箱に投函する方法

意見書を縦覧箇所に備え付けの意見書箱に投函願います。

② 郵送する方法

意見書を下記提出先まで郵送願います。ただし、2020年7月16日（木）の消印まで有効とさせて頂きます。

(4) 郵送する場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目45番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部 山田宛

(5) 意見書様式

[▲ 意見書（PDF）](#)、[▲ 意見書（Word）](#) ダウンロードしてお使いください。

（注）意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

6. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部 山田宛

電話番号 052-852-6991

（土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで）

以 上

○ご意見記入用紙

意見書樣式

環境影響評価方法書についての意見書

住 所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地)	〒 一
氏 名 (法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)	

意見書の提出の対象である方法書の名称	(仮称) ウィンドパーク遠州東部 風力発電事業環境影響評価方法書
--------------------	----------------------------------

〔環境の保全の見地からの御意見とその理由〕

- (注意) 1 住所と氏名の記載がない場合、意見として取り扱うことができませんのでご了承ください。
2 ご意見は、理由を含めてできるだけ具体的に書いてください。
3 意見について記入欄が足りない場合は任意の用紙をご使用いただいて構いません。
4 環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送（令和2年7月16日（木）消印有効）下さい。

送付先 〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4-45
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部（担当：山田）宛
(電話番号：052-852-6991)

5 記載していただいた個人情報は、本事業のみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。